

健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）申請に係るQ & A

令和7年8月18日掲載
令和7年9月2日掲載
令和7年9月19日掲載

更新日	項目	質問	回答
全体に関する内容			
9月2日	Q10他	—	！注意喚起！ Q10健康経営の具体的な推進計画では、健康経営の推進にあたって各法人が自法人の課題に応じた主体的な取り組みを行うことを求めています。 Q10及びその他の設問において、健康経営を支援する一部の事業者の配布する記載例や他法人の記載内容と著しく類似した記載内容が確認された場合、代理申請が発覚した場合は認定されません。
8月18日	申請方法	ダウンロードした申請書ファイルを、子会社や支援先法人と共有使用してよいか。	申請書には法人固有のIDを設定しており、複数法人での共有使用は絶対にしないでください。共有使用された場合、申請が無効となる場合があります。
8月18日	申請方法	ファイルのアップロードのやり直しはできるか。	締切日までは何度でもアップロードが可能です。最後にアップロードされたファイルを申請書として受け付けます。
8月18日	申請方法	ファイルのアップロード後にアップロード完了の連絡はもらえるか。	アップロード完了後、画面に「アップロード完了」と表示されますが、アップロード直後にメール・電話等で受付完了の連絡はしておりません。アップロード後の画面を印刷して控えとしてください。ただし、ファイルの受領確認メールは、2025年10月27日(月)中（回答締切の6営業日中）にご担当者メールアドレス宛にお送りします。メールが2025年10月28日(火)になっても届かない場合は、事務局にお問い合わせください。
8月18日	申請方法	申請にあたり、行政書士などが業として申請代行することは可能か。	本申請書は代理作成を認めていないため、申請者本人がご記入の上ご提出ください。
8月18日	全般	「健康経営優良法人2025」の認定を受けている法人も、今回の認定に申請する必要があるか。	「健康経営優良法人」の認定期間は約 1 年間であり、「健康経営優良法人2025」認定期間は2026年3月31日までとなっています。そのため、「健康経営優良法人2025」に認定されている法人も、2026年4月以降も認定を受け続けるには、「健康経営優良法人2026」に申請が必要です。
8月18日	全般	法人格のない任意団体や個人事業主等は申請できるか。	法人格がない場合は申請できません。申請にあたっては、①国内法に基づく法人であり、②国税庁から法人番号が付与されていることが必要です。
8月18日	全般	代表者1人のみの法人は申請できるか。	「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することとしておりますので、当該趣旨を鑑み、代表者1人のみ（従業員が0人）の法人は申請しても認定されません。
8月18日	全般	法人が合併・分割された際、健康経営優良法人の認定はどのようなになるのか。	法人の合併・分割に関しては、原則以下の通りの対応となりますのでご確認ください。 https://kenko-keiei.jp/wp-content/themes/kenko_keiei_cms/files/kenkokeieiyuryohojin_gappei_bunkatsu220302.pdf
8月18日	全般	制度としては存在するものの、対象者が今まで発生していないため、実際の適用例がないものについてはどのような扱いになるのか。（例えば、生理休暇の制度はあるものの、女性従業員がいないため実施例がない、など）	評価項目にもありますが、実績がない場合でも、組織として適合基準に対応する制度の創設や環境の整備を行っている場合は評価の対象となります。ただし、実績が必須となっている項目もありますので、各項目の注釈等をご確認ください。
8月18日	全般	「ネクストブライツ1000」とは何か。	健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）より、健康経営優良法人（中小規模法人部門（ブライツ500））に申請した法人のうち、上位500位までを健康経営優良法人（中小規模法人部門（ブライツ500））、上位501～1500位を健康経営優良法人（中小規模法人部門（ネクストブライツ1000））として認定します。
8月18日	認定要件	表の&とorの意味が分からない。	&は両方実施していることが条件で、orはいずれか実施していることが条件です。
8月18日	認定要件	エビデンス資料としてどのようなものを保管すべきか。	特に形式の指定はありません。紙媒体でも、電子ファイルでも構いません。具体的に保管すべき資料の例は申請書ファイルの「認定基準適合書&申請にあたって保存すべき資料」シートを確認ください。
8月18日	認定要件	設問で⇒「評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	評価項目不適合とは、認定要件に対しての記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。必須項目が不適合の場合は不認定となりますが、選択項目が不適合の場合であっても他の認定要件を満たせば認定要件を満たします。
8月18日	認定要件	設問で⇒「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」とは当該の設問及びQ●の両設問が不適合となった場合、評価項目不適合となるものです。また、評価項目不適合とは、認定要件に対しての記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。
8月18日	認定要件	設問で⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	当該の設問は必須項目であるため、⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合、不認定となります。
8月18日	認定要件	★マークのついていない設問は回答しないと不認定になるか。	★マークのついていない設問は、回答の有無や内容は認定の可否に一切影響いたしません、全ての設問に回答ください。
8月18日	認定要件	健康経営優良法人（中小規模法人部門）小規模事業者向け特例とは何か。	健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）より、中小企業基本法における小規模事業者及びその他法人格における従業員数5人以下の法人を対象に、認定要件を低減した特例制度を導入します。特例の対象法人は、申請書Q2及びQ4の回答内容で自動判定されます。

8月18日	誓約事項	誓約事項の誓約者(法人の代表者、従業員代表名)に役職の記載は必要か。	誓約者となる法人の代表者については、役職名と氏名を記載ください。 申請内容を共有した従業員代表については、氏名だけで構いません。
8月18日	誓約事項	誓約の従業員について、 (①と②は別会社の具体例) ①常時使用する従業員が管理監督者しかいないが、どのように対応すればよいか。 ②家族経営で、兼務役員（取締役兼経理部長）しかいないが、どのように対応すればよいか。	①管理監督者の中から、従業員代表を選出してください。 ただし、管理監督者の要件を満たしているかは以下のサイトの記載などを参照し、改めてご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/kanri.pdf ②兼務役員の中から、従業員代表を選出してください。 ただし、そもそも経営者の家族を兼務役員として扱ってよいかは以下のサイトの記載などを参照し、改めてご確認ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5205.htm https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5205_qa.htm
9月2日	認定基準適合書	全ての項目を回答しましたが、“未回答あり”という表示になっているが、どうしたらよいか。	申し訳ございません。参照表示に誤りがありました。 8月27日(水) 10時以降にダウンロードいただいた申請書については、正しく参照されるように修正しております。 なお、認定基準適合書は参考となりますので、27日(水) 10時以前にダウンロードされた申請書もご回答内容に間違いがなければ、“未回答あり”のままでも審査上は影響ございません。
個別の設問に関する内容			
8月18日	Q6	自治体と保険者が共同で健康宣言事業を運営している場合は、Q6でどの選択肢を選択したらよいのか。	自治体と保険者が共同で健康宣言事業を運営している場合、自治体独自の健康宣言事業ではなく保険者で実施する健康宣言事業に参加している扱いになります。 そのため、選択肢1「申請日時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している」を選択ください。
8月18日	Q6	加入している健康保険組合に確認したが、「健康宣言事業は行っていない」と言われた。自社独自宣言でよいか。	健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合が所在する健康保険組合連合会 各都道府県連合会が運営する健康宣言事業への参加が必須になります。加入している健康保険組合を通して、健康保険組合連合会 各都道府県連合会が実施する健康宣言事業への参加方法をご確認ください。 なお、自社独自宣言が行っていない場合は不認定となります。
8月18日	Q6	加入している国民健康保険組合（または共済組合）が健康宣言事業を実施していない場合、自社で健康宣言を行うことでよいか。	加入している国民健康保険組合（または共済組合）が健康宣言事業を実施していない場合に限り、自治体が実施する健康宣言事業に参加する、または、自社独自の健康宣言の実施をもって代替することを可能とします。
8月18日	Q10SQ2～SQ6	健康経営の推進を支援してくれる事業者に具体的な推進計画の策定を依頼しているが、記載の代行をお願いしてよいか。	Q10SQ2～SQ6 健康経営の具体的な推進計画の内容では、健康経営の推進にあたって各法人が自社の課題に応じた主体的な取り組みを行うことを求めていますので、自社内で記載ください。 なお、他法人と著しく類似した記載が確認された場合や代理記載が発覚した場合は、健康経営優良法人に認定されません。
8月18日	Q10SQ3	課題のテーマについて「7.労働時間の適正化、ワークライフバランス・生活時間の確保」を選択し、時間外労働を指標にしている場合、36協定の締結状況も記載が必要とあるが、この注釈の意図は何か？ また、どのように記載すればよいのか？	本注釈の意図としては、記載いただいた内容が法令違反ではないことを確認するためとなっています。 そのため、「36協定を締結していない」、「36協定を締結している」、「特別条項付き36協定を締結している」のいずれかを記載してください。
8月18日	Q33	ブライト500に申請して、1500位以内に入らなかった場合、不認定となるか。	1500位以内に入らなかった場合も、認定基準を満たしていれば通常の認定となり、不認定とはなりません。
8月18日	Q34	ブライト500・ネクストブライト1000に認定されるためには、フィードバック結果の開示可の選択が必須となるのか。	健康経営優良法人（中小規模法人部門（ブライト500））、健康経営優良法人（中小規模法人部門（ネクストブライト1000））認定法人に対しては、他社の手本や参考になっていただくことを期待しており、フィードバック結果の情報開示も必須とさせて頂いております。 Q34の選択肢4「開示不可」を選択した場合、ブライト500・ネクストブライト1000には認定されません。
9月2日	Q11	妊婦の健康診断について、補足説明の一覧には「年度中に妊娠」の箇所に除外不可と記載があるが、設問の注記には除外対象人数に「妊娠中で、主治医および産業医が受診不可と判断した者」とある。これらはどのような意味か。	妊娠中の従業員についても、労働安全衛生法第66条に基づき、事業主は健康診断を実施する義務があります（一部項目は医師の判断により省略が可能）。ただし、主治医や産業医と相談し、「受診不可」と判断された場合は、その限りではありませんので、対象除外人数に計上ください。

9月19日 NEW !	Q20	選択肢「9.両立支援コーディネーターを配置している」については、治療と仕事の両立を支援する役割を持った人材を配置している状態でも選択可能か。	治療と仕事の両立を支援する役割を持った人材の配置だけでは選択の基準を満たしません。 労働者健康安全機構が開催する両立支援コーディネーター基礎研修を受講し、「両立支援コーディネーター」として認められた人材を配置していることをもって選択可能です。
9月19日 NEW !	Q31	受動喫煙対策としてプレハブの喫煙室を屋外に設け非喫煙者との区分けを行っているが、どのような状況を達成できていれば受動喫煙対策を行っているかと認められるか。	厚生労働省より公表されている「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の内容に基づき、各法人様にて適合状況をご確認ください。